

旅行業・宿泊業における ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン【要約】

※詳細は観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を参照

商品造成・販売時

【商品造成時】

予防接種済証等又は検査の結果通知書の確認に要する時間を考慮と確認作業の場所確保

【販売時に明記すること】

1. 販売の条件

以下のいずれかの提示を同意させる。

・ワクチン接種済（3回目接種日を確認）

※鳥取県在住者のみ2回目の接種日から14日以上経過していることで可※接種日翌日を1日目とする

・確認日の3日前以降の検体採取による検査結果が陰性であること

（抗原定性検査の場合は前日又は当日）

2. 検査結果通知書

以下が明記されているものを利用

①受検者氏名②検査結果③検査方法④検査所名⑤検体採取日⑥検査管理者氏名

⑦有効期限が明記されているものを利用。

※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。）

3. 写し等への対応

予防接種済証等を撮影した画像や写し等の提示も可能

4. 取消料の明記など

①条件を満たさない場合

（検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン接種から14日を経過していない場合等）の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等）

➢ 割引、クーポン配布の対象外となること

②複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応

（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等）

➢ 条件を満たさない方のみ割引、クーポン配布の対象外となること

5. 検査費用が代金に含まれる場合

検査費用が代金に含まれる場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法

（PCR検査等、抗原定性検査）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）

6. 確認書類の持参忘れ

当日までにいずれかを確認できない場合、後日の提出は不可

7. 検査結果の活用

移動前にPCR検査等を受けることを推奨すること

【旅行者の同意】

1. 利用条件

ワクチンを接種済又は検査結果が陰性であること

2. 当日の確認

予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者（宿泊施設であればフロントスタッフ、ツアーの場合は添乗員など）に提示すること。

3. 感染対策

・基本的な感染対策を怠らない

4. 旅行前からの感染対策

・旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

【留意点】

できる限り事前（販売時等）に行うこととする。事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。

販売後～旅行開始日宿泊日当日

【確認事項】

1. 本人確認

- ・予防接種済証等又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合は、当日のツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認を行う。
- ・予防接種済証等又は陰性結果通知書の当日確認を実施する場合は、ツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を行う。

2. 本人確認者

- ・添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う。
- ・添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。
- ・添乗員が付かない宿泊付きツアーの場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う。

3. 予防接種済証等の確認

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・3回目の接種年月日（3回目の接種日から割引等を受けられる）
- ・（予防接種済証及び接種記録書の場合のみ）ワクチンのシール（3回分のシールが貼られていることを確認）
※鳥取県在住者のみ2回目の接種日から14日以上経過していることで可

4. 検査結果の確認

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・検査結果（陰性であることを確認）
- ・有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認。）
- ・検査方法（PCR 検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

5. その他

- ・確認時や待ち時間に密にならないよう配慮する。
- ・予防接種証明又は検査結果通知書の確認において写しをとることや事務局への提出は不要。

【条件を満たさない場合の運用】

1. 検査結果陽性の場合

- ・医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性であり、本人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。

2. 1. 以外で条件を満たさない場合

（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン2回目接種から14日を経過していない場合等）

- ・旅行業者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）

上記の抗原定性検査の実施が難しい場合

- ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。
- 宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。

【その他の条件】

■ 学校団体

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは活用しない。

■ 未就学児

- 同居する親等の監護者が同伴し、監護者のワクチン・検査パッケージの確認ができた場合、12歳未満は検査不要。
- ただし、自粛要請の対象となる場合（地域観光事業支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当）にあたっては、6歳以上12歳未満は検査結果の陰性確認が必要。